


意見書案第2号


選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年2月25日

逗子市議会議長 丸山 治章 殿

逗子市議会議員 岩崎年治 

同 根本 祥子 

同 中西 直美 

同 田中英一郎 

(別紙)

## 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

女性の社会進出も進み、結婚後も仕事を続ける女性も大半となっている。国際社会においても、夫婦が同じ姓を名乗ることを法律で義務付けている国は、日本以外に見当たらない。国連の女性差別撤廃委員会の総括所見においても、現行制度について懸念が表明されてきた。

内閣府が2017年に実施した家族の法制に関する世論調査では、選択的夫婦別姓制度導入に伴う民法改正に賛成が42.5%と反対の29.3%を上回っている。

国民の間に残る家制度への考え方や家族観による意見の違いはあっても、選択的夫婦別姓制度は、夫婦同姓を選ぶ権利も保障するものである。

今後、我が国の、少子化が急激に進行する中で、若い世代が将来に希望と展望を持つことができる社会の実現に向けて取り組むことが求められている。

よって、逗子市議会は国に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年2月25日

逗子市議会